

## 令和元年度第3回北海道総合教育会議 議事録

### 1 日時

令和元年12月18日(水)午後4時10分開会

### 2 場所

北農健保会館 3階 大会議室

### 3 構成員の出席状況

#### (1) 出席

鈴木知事、佐藤教育長、末岡委員、田澤委員、橋場委員、山本委員、青山委員

### 4 議事等

北海道総合教育大綱「素案」について

### 5 議事録

別紙のとおり

## 1. 開会

○事務局（黒田総合政策部長） 定刻よりも若干早いのですが、皆様お揃いでございますので、ただいまから令和元年度第3回北海道総合教育会議を開催いたします。本日、司会進行を務めさせていただきます総合政策部長の黒田でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは開会にあたりまして鈴木知事からごあいさつを申し上げます。

○鈴木知事 北海道知事の鈴木でございます。総合教育会議の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。教育委員会の皆様におかれましては、年末の大変お忙しい中、ご出席をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。さて、前回10月の会議では、総合教育大綱の改定にあたりまして新しい大綱の骨子案について、ご協議をいただいたところでございます。その際、委員の皆様から様々なご意見をいただいたところでございまして、そのご意見を踏まえましてこのたび、素案という形で取りまとめをさせていただいたところでございます。素案でございますけれども基本理念として、夢や希望へのチャレンジを応援する北海道づくりということで掲げさせていただきまして、その実現に向けて、教育や人づくりの基本方針と、その方針に基づく取組の方向性をお示したいと考えているところでございます。

私といたしましては、子どもたちが、新しい時代を生き抜くための力を身につける、このことは元より、道民の皆様お一人お一人が、生まれ育った地域や環境に左右されることなく、生涯を通じて学び続けられる環境を作っていくことが大切であると考えているところでありまして、このための指針となる大綱について、皆様から忌憚のないご意見をいただきまして、更に検討を深めてまいりたいと思っておりますので、本日は限られた時間ではございますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（黒田総合政策部長） ありがとうございます。本日の議題でございますけれども、「北海道総合教育大綱素案について」でございます。知事からのごあいさつにもございましたけれども、前回の会議で大綱の骨子案について、皆様にご議論をいただいたところでございます。皆様からのご意見等を踏まえまして、素案の形で取りまとめを行いました。その素案につきまして、本日、皆様から忌憚のないご意見をいただき、議論を深めてまいりたいと考えているところでございます。

議事に入ります前に、まず資料の確認をさせていただければと思います。お手元に会議次第、出席者名簿、配席のほか、資料の1-1として、「北海道総合教育大綱の素案」本体を配付させていただいております。また併せて資料の1-2として、「北海道総合教育大綱骨子案と素案の対比表」を配付しております。最後に資料の2といたしまして、「北海道教育委員会の主な取組」をお配りしているところでございます。もし過不足がございましたら、事務局のほうにお知らせいただければと思います。

本日ご出席をいただいております青山委員におかれましては、10月に就任をされました。本日、総合教育会議に初めてご出席ということでございますので、大変恐縮でございますが、一言ごあいさつをいただければと思います。

○青山委員 青山でございます。教育委員となりまして、まだ2カ月経っていないのですが、早速、岩見沢の小学校などに視察に行かせていただきました。学力に対する考えとか、先生がなぜ教師になろうと思ったのかとか、子どもたちの伸び伸びした様子を実際に見せていただいて、すごく学びが、たくさんありました。私も実は小学校2年生と4年生の子どもがいるのですけれども、自分の子どもの授業参観しか見たことがありませんでしたので、いろいろな学校の取組を知ることで、もっと先生たちにこんな情報提供ができるなどか、自分も大学の教員をしておりますので、そういった、中学校、高校、大学へと繋がるような、そんなお話も、先生方とのコミュニケーションでこれからもできたらなと思っています。一番有意義だったのは、やはり企業の経営者と同じように、校長先生の学校教育に対する考え方とか、あとは先生に対する指導の考え方とか、そこが本当に大きく左右してくるものだと思いますので、これは一般企業でも同じだな、学校教育も同じなのだな、学校経営も同じなのだなと思いました。また、最後に、新任の先生、3年目以下の先生たちとコミュニケーションをとらせていただいたのですが、先生方の熱い思いを受けとめて、また、私たちは先生も応援していきますというような姿勢も伝えることができましたので、本当にたくさんいい笑顔を見ることができました。また、今年はこれで会議が終了ですが、来年からも、またいろいろな勉強をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（黒田総合政策部長） ありがとうございます。それでは議事に入らせていただきます。議長は、鈴木知事をお願いいたします。

## 2. 議事等

○鈴木知事 それでは議長を務めさせていただきます。本日もよろしくお願い申し上げます。本日は、先ほどごあいさつをさせていただきましたけれども、「北海道総合教育大綱素案について」を議題に、協議をしたいと考えております。まずは事務局から説明をお願いします。

○事務局（篠原総合教育推進室長） 総合政策部総合教育推進室の篠原でございます。私のほうから、北海道総合教育大綱の素案についてご説明をさせていただきます。本日は資料として、資料1-1素案本体と、資料1-2、骨子案と素案の対比表をお配りしております。資料1-1を使って説明してまいりますので、骨子案からの変更点につきましては、資料1-2で、適宜、ご確認をいただきたいと存じます。

前回、10月23日の第2回総合教育会議におきまして、骨子案をご説明させていただいたところでございますが、その際にいただきました委員の皆様からのご意見や市町村や関係団体からのご意見、さらに、庁内関係部局との調整を行いまして、本日お示しする素案を取りまとめたところでございます。資料1-1、表紙をめくっていただきまして、表紙の裏面ですけれども、「はじめに」と書いてありますが、こちらには、このたびの改定の趣旨や教育の重要性などにつきまして、知事メッセージのような形で掲載を予定しております。次のページが目次と、大綱の策定根拠や役割、位置付

け、対象期間、それからSDGsとの関係についても、こちらに記載をさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、次が、基本理念となります。骨子案では、基本理念の前に改定の考え方として、この度の改定の背景になった社会情勢の変化ですとか、本道教育の状況について記載をしておりましたけれども、素案では、その部分を巻末の8ページ以降に、「参考社会情勢の変化など」として掲載をすることにいたしました。そちらのほうは、後ほど、またご覧いただきたいと思うのですが、1ページの基本理念、こちらのほうは、骨子案から、記載内容を変更しております。前半で、現在の、そしてこれからの社会の変化について述べた上で、真ん中のブロックになりますけれども、3行目から、人格の形成や幅広い知識と教養の習得等により、社会情勢の大きな変化に適応し、道民一人ひとりが新たな時代を生き抜いていけるよう、教育、人づくりに取り組むといたしまして、最後のブロックになりますが、誰もが生まれ育った環境に左右されず、幼児期から安心して、質の高い教育を受け、生涯にわたって学び続けることができる環境を整え、夢や希望へのチャレンジを応援する北海道づくりを進めますと、こちらのほうを基本理念として掲げさせていただきました。

次に、求められる人間像ですけれども、骨子案では、目指す人材の姿という表現を使っておりましたが、これからの時代に求められる人という意味合いをより強く表現するために、求められる人間像ということにいたしました。三つの人間像については変更していませんけれども、一つ目の「夢や課題に新たな発想で挑戦する人」の説明として、2点目に、これまでの歴史に学ぶという視点を加えまして、失敗や歴史に学び、夢への挑戦を続けると、このフレーズを追加させていただきました。2点目、3点目の説明の部分もわかりやすい表現という観点で、若干修正をしている部分がございますけれども、資料1-2で、後ほどご確認をしていただければと思います。

次に、2ページ目以降が基本方針となります。中ほどのイメージ図については、基本理念の修正を踏まえまして、また、求められる三つの人間像を加えるなど、骨子案から修正をしております。イメージ図の下から四つの基本方針と、それぞれに関連する取組の方向性を整理しております。骨子案では取組の方向性については例示のみとしておりましたが、素案では、具体的な方向性を、説明を加えて整理をいたしました。

まず基本方針Ⅰ「社会を生き抜く力を育む」につきましては、グローバル化や情報化の進展するこれからの社会において必要とされる資質や能力を育成するため、確かな学力や健やかな体の育成、英語教育や情報教育、ふるさと教育の充実など、取組の方向性として、整理をいたしました。また、世界津波の日高校生サミットや大規模災害の経験を踏まえまして、現大綱にはなかった、防災教育の充実について、こちらのほうも新たに加えさせていただいております。4ページ目、基本方針Ⅱ「子どもの学びの環境を整える」についてですが、生まれ育った地域や家庭環境に左右されずに、安心して質の高い教育が受けられるよう、いじめや不登校などの支援の充実、それから、虐待の防止、そして、学びのセーフティネットの構築、それから5ページ目にいきまして、遠隔教育の充実や学校における働き方改革、教員の確保といった、教育の環境の整備について整理をしております。また、この総合教育会議の中でも、2度ほど、議題としてまいりました「地域創生と教育」という観点から、地域創生の視点を踏まえた特色ある高校づくりという項目を新たに加えることといたし

ました。6ページ目。基本方針Ⅲ「地域と産業をけん引する人を育む」でございまして、地域創生や産業の担い手を育成するため、地域の活性化のために行動する人や、農林水産業や観光産業といった北海道のリーディング産業、それから地域での暮らしに欠かせない、医療、福祉など、様々な分野で活躍をする人。高度なITC社会を担っていく人、そういった人材を育てることを整理しております。また、就職氷河期世代の活躍促進ですとか、多文化共生社会に向けた環境整備といった部分も、この基本方針の中で記載をさせていただいております。7ページ目、基本方針Ⅳ「生涯を通じて輝き続ける人を育む」についてでございまして、人生100年時代を見据えまして、生涯を通して学び続けることができる環境を整えるとともに、どのライフステージにおきましても、生きがいを持って、地域で活躍することができるよう、社会教育や生涯学習の振興などについて整理をいたしました。8ページ以降は、先ほどもご説明をしましており、社会情勢の変化や、9ページにいきますと本道教育の状況等とありますが、この度の改定にあたりまして、踏まえた情勢変化などを参考資料として掲載をさせていただきました。素案の説明は以上でございまして、最後に、今後のスケジュールについてでございまして、来週から1月下旬までパブリックコメントを実施いたします。そこで寄せられました道民の皆様からのご意見などを踏まえまして、原案を取りまとめ、2月下旬から始まります道議会においてもご議論をいただきまして、3月下旬に開催する総合教育会議におきまして、再び、ご意見を賜った上で、年度内に決定、4月から新しい大綱をスタートしてまいりたいと考えております。私からの説明は以上でございまして。

○鈴木知事 はい、ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありました大綱の素案につきまして、教育委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。はい、（山本委員）よろしく願いいたします。

○山本委員 では、私から。3点お話をさせていただきます。よろしく願いいたします。まず、7ページの基本方針Ⅳの「生涯を通じて輝き続ける人を育む」という表記について、少々お話をさせていただきます。どうでしょうか、生涯を通じて、ずっと輝き続けるという表記がちょっと気になりました。少し無理があるのではないかと感じました。なかなか生涯を通じて輝き続けるというのは、そういう人がいるのかなと逆に思ったりもしました。人生、山あり谷あり、良い時もあれば、厳しい局面に向き合わなければならない時もあると思ったりもしますし、一見すると輝くような華やかさはないけれども、実際には味わいや魅力のあるという、いぶし銀という言葉もありますので、ここは、例えば、「生涯を通じて健康で心豊かに過ごす」ですとか、あるいは、「生涯を通じて学び続ける」という表記のほうが、多くの方の理解が得られやすいのではないかと、一つ感じたところをお話させていただきました。

2点目です。同じく、7ページの一番下の「スポーツ活動の振興」というところについてです。2行で表記しておりますけれども、実は、基本方針Ⅰの中の「確かな学力と健やかな体の育成」の中で、東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機として、子どもたちのスポーツに親しむ意欲を喚起すると記載されています。まさに時宜を得た記載と思っておりますが、生涯を通じて生き生きと生活していくためには、子どもたちに限らないのではないかとこの思いもいたしました。東京オリ

ンピック・パラリンピック競技大会、そして実は、36年ぶりに昭和62年以来、夏のインターハイ、高校総体が北海道で開かれます。そのような大会等を契機として、子どもたちに限らず、誰もが参加しやすい環境整備を進めていくという記載があったほうがいいのではないかと感じました。その際、特に本道の場合には、自然的といいますか、地理的といいたいでしょうか、そういう気候的な特性もございますので、ウィンタースポーツを含んだスポーツ振興の記載があっても、本道らしくていいのかなと、そのような気がしたところであります。

最後に3点目でございます。5ページ一番上のところでは、基本方針Ⅱ「子どもの学びの環境を整える」の「地域創生の視点を踏まえた特色ある高校づくり」という、まさに今、地域創生の視点が大事なところでありますので、実は、7月の総合教育会議の席で、講師の先生からこのようなことを教わりました。「高校時代における地域社会や地域との関係性が深いほど、地元への定住の意向が高い傾向にある」という先行研究の知見のご紹介でありました。高校は子どもたちにとって、地域に学んだり、あるいは地域に貢献したりする最後の機会になるかもしれません。地域の産業や文化への理解を深めて、ふるさとへの愛着を持つことは、その後の地元への関わりに大きく影響をおよぼしますし、実際に、高校生が議論して解決策を提案することにより、地域が活性化されるというような事例。これは、鈴木知事も以前、おっしゃっていたと思いますけれども、そのような事例もお聞きしますので、今後の地域を支える人材の育成の観点からも、この5ページの上に記載されている「地域と協働した地域課題の解決を通じた学習」を一層充実させていただきたいという思いであります。以上3点、お話をさせていただきました。

○鈴木知事 ご発言ありがとうございました。それでは次に（青山委員）、よろしく願いいたします。

○青山委員 私からも3点ございます。4ページに記載されております基本方針Ⅱの「子どもの学びの環境を整える」の中から申し上げたいと思います。まず、「児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応」についてなのですが、児童虐待は本当に虐待を受けたお子さん達の心理的な影響だけではなくて、今は本当に悲しい死亡事故もたくさん起きていて、目黒で起きた結愛ちゃんの事件では、本当に新聞を読む度に涙が出てきましたし、こんな手紙を書かせてしまった、一保護者として何かなかったのだろうか、実は母親の友達の中でも話題が上がったぐらい本当にショックな話でした。また、つい今年の話ですけれども、2歳になる詩梨ちゃんが、すごく劣悪な環境の下、亡くなっていますよね。2歳でSOSが出せたのかなと。5歳もそうですけれども、SOSを出す、その場がない子どもたちの心境を思うと、本当に早期発見・早期対応が一番大事で、やはりいろいろな部署との連携はもっともっと重要になってくる。各部署が動いていることも、報道で把握できているところもあるので、本当に重要だと思っています。ここで数字を申し上げますと、北海道の児童相談所への相談件数は、まだ平成30年度は公表されていないようなのですが、平成29年度は約3,200件ということで、平成25年度は約1,600件でしたから倍増しているということです。それぐらい相談しやすい環境になったということなので、とてもいい環境だと思いますが、これだけ虐待と

いうものに対して、周りの注意が向けられるようになったことというのは本当に良いことだと思っています。また、保護者向けのリーフレットの配布とかPTAの研修会などで啓発をもっと行ったほうが良いのかなと思いますし、小さなサインを、やはり教育の現場で先生方に気づいていただけるということは本当に大きいので、先生方によるサインの見逃しというのも、やはり食い止めていかなければいけないなということを思っています。

また、いじめや不登校問題も児童虐待とは少々異なるのですけれども、子どもの命に関わるということでは、やはり本当に重要な課題ですよね。不登校の子ども、いじめを受けた、そして自殺してしまったという子どもの報道が、本当に痛ましい事故が最近もありましたけれども、中学校一年生、まだ12歳なのに自殺を考えてみたとか、それを思うだけで心に大きな傷が残っていると思いますから、やはりこれも早期発見、先生の適切な対応が求められると思います。

そして最後になりますが、学びのセーフティネットの構築についてなのですけれども、3年に一度実施されている厚生労働省の国民生活基礎調査によりますと、平成27年度における18歳未満の子どもの貧困率13.9%。これは前回調査の平成24年度の16.3%から2.4ポイント下がったところではあるのですけれども、依然として厳しい状況です。子どもの7人に1人が、経済状況が貧困状態にあるということで、子どもは北海道の未来の宝ですから、例えば大学に行きたかったけれど学べないとか、本当はこういう仕事に就きたかったけれども就けなかったとか、やりたいことややりたい職業を断念するということは、本当に悲しすぎるのだなと思います。やはり、生まれた環境とか、保護者の経済状況に関わらないで、すべての子どもが等しく教育を受ける環境、それから健やかな心身が安全に確保できる環境は、本当に重要なことであると思います。私からは以上です。

○鈴木知事 ありがとうございます。それでは次に末岡委員をお願いします。

○末岡委員 私は、6ページの基本方針Ⅲの「地域と産業をけん引する人を育てる」のところの、「地域の医療・福祉を担う人材の育成」について意見を述べたいと思います。地方での医療・福祉の人材不足は北海道の大きな課題の一つとなっております。人手不足というのは何も医療や福祉の分野に限ったことではなくて、人口減少、少子高齢化が進む現在、全道全国を問わず、いろいろな職種で起きているのが現状です。ただ、特に医療や福祉の分野では、地域の生活基盤に関わることで、その地域で暮らしたいけれども医療機関がない。また北海道は広大ですので、隣の町の医療機関を受診すると言っても、距離もありますし時間もかかり、患者さんにとってはとても大きな負担になっているのが現状です。さらに、高齢家族の介助を援助してくれるところがないなどの理由で、医療・福祉の充実したところに引っ越さざるを得ないという状況になっておりますので、医療・福祉分野の人材育成は喫緊の課題になっているかと思っています。そのためには、医療・福祉の分野の仕事を目指す子どもたちが、北海道で医療に携わりたい、地元で福祉の仕事をしたいという動機づけを進学する前の学校の段階からすることが大切ではないかなと思っています。別組織ですけれども、既に北海道医師会は、全道各地で子どもたち向けの講演会を実施しております。また、地方の病院でも、子どもたちに実際に医療や福祉の現場を体験してもらっております。このよう

な取組というものは、地方の医療や福祉という仕事の素晴らしさを理解してもらう上でも、とても重要なことですので、ぜひ北海道としても力を入れて欲しいと願っております。人というものは、実際に見たり聞いたり、体験したものに強く影響を受けます。特に子どもたちは、その体験が、将来の仕事、生活、さらには人生の大きな柱になると考えておりますので、是非ともよろしく願いいたします。以上です。

○鈴木知事 ご発言ありがとうございました。それでは橋場委員お願いいたします。

○橋場委員 私も基本方針Ⅱについてです。5ページ目の「学校における働き方改革の推進」というテーマと、「教員の確保」という二つの点について述べます。これらの考え方について、さらにブラッシュアップしていただきたいというのが趣旨です。末岡委員がおっしゃったように人手不足というのは教員に限ったわけではなくて、地域、職種を問わず、全国あらゆるところで起きているわけです。教員は、将来を担う子どもの成長にとって、なくてはならないかけがえのない存在だと思います。教員の確保については、北海道のみならず、全国的な課題でありまして、北海道における令和元年度の教員採用候補者選考検査の受検者は4,288名で、受検倍率は2.6倍に留まりました。これは、10年前にあたる平成21年度の受検倍率は6.0倍でしたので、半分以下の倍率になっているのが現状です。特に、小学校に目を向けますと、札幌市を除いた北海道の受検倍率というのは1.3倍。ということは、量的ひいては質的にも危機的な状況にあると言わざるを得ないのではないのでしょうか。その対応策として、北海道教育委員会では、教員を養成する大学を訪問したり、今年度は東京での検査会場の復活を試みているところです。ほかにも、例えば将来の進路を決める重要な時期を過ごしている高校生に対して、インターンシップの場を活用して、学校で働くということに対する興味や関心、インセンティブ、動機づけですね、これを高めるアクションが大切だと思います。できることから、実行に移していきたい。実行に移していきましょう。

併せて、学校における働き方改革、難しい問題なのですがこれも急務です。社会がこれまでに経験していないスピードで変わっていくSociety5.0が到来します。もう間違いなくそこに来ています。過去の教員の働き方を見直して、健康な姿で子どもたちの前に立って、未来につなげる教育を実践できるよう、教員という職業を魅力的なものに変えていかねばならないと思っています。私は弁護士ですが、実は法曹界でも同じことが言われています。一度、こういったブラックといっちは何ですけども、そういった職場のイメージがつくられてしまうと、なかなか元に戻すのが大変です。すぐやらなきゃならないことが山積みだと思います。例えば、12月4日に成立した改正教職員給与特別措置法では、変形労働時間制の導入について、都道府県議会や政令指定都市の市議会に判断をゆだねるという法律ができました。この制度は、一つのツールなんですけれども様々な議論があるところです。教員の長時間労働の実態に、目をそらすことなく、本質的な解決に向けて、目の前にある難問に真摯に向き合うことが求められている。それが現状だと私は感じています。私の意見は以上でございます。



○鈴木知事 ありがとうございます。次は、田澤委員お願いいたします。

○田澤委員 私からは、まず、6ページの基本方針Ⅲの「地域と産業をけん引する人を育む」というあたりで、先ほど山本委員からも、基本方針の表記に関してのご意見がありました。私もこの基本方針Ⅲの「地域と産業をけん引する人を育む」というのを聞いた時に、「けん引」というのが、少々、無理やり引っ張るといような印象があったものですから、内容を読むと、やはり最近リーダーシップとかリーダーとかよく言われていますけれども、「地域と産業をリードする人を育む」とか、あるいは、「地域と産業のリーダーを育む」とか、「リーダー人材を育む」とか、そういった言葉のほうがわかりやすいかなと思っております。

そして、方針の中の取組のほうで少しご意見をさせていただきたいのが、まず3ページ目の「特別支援教育の充実」というところでございます。特別支援教育の充実、私は、ICTを活用して、そういう障がいのある子どもたちが、ちゃんと働けるような社会になるということをご願っております。その視点からなのですが、数字を出していただいた中で、特別支援学校は、今、ものすごく増えています。10年間で12校1,400人。そして特別支援学級は、子どもたちが2倍以上に増えています。子どもが減っているという中で、こんなに増えている状況です。当然、親御さん、保護者の皆さんは、子どもたちの将来をとてども気にされているという中で、この特別支援教育においても、社会を生き抜く力というものを身につける、そういう教育が望まれているのではないかなと思っております。そこには、私は、ICTというものがすごく有効であると考えております。例えば、首都圏の企業は、今、障がい者の法定雇用率を上げたいと考えている中で、この北海道で、育った子どもたちが北海道にいながら、北海道で生活をしながら、東京の企業に雇用されるみたいなことが、これからは実現できていくのではないだろうかと思っております。これ(スクリーンに映した写真)は、普通高校の通級で、普通高校に通っている重度障がいの高校生が、通級でパソコンの入力の練習をしている姿でございます。目線を使って、パソコンの入力をしていく。これを中学校・高校時代に出来るようになれば、これから将来また仕事をしていく、テレワーク等で仕事をしていくことができるのではないかと、とても期待をしております。特別支援教育の充実の中に、ぜひそういったICTを活用して、将来に繋がるような要素を入れていただくと嬉しいなと思っております。

それからもう一つ、私がお話したいのが、4ページの一番下にあります「学びのセーフティネットの構築」の部分でございます。なかなか今、いろいろな子どもたちが北海道にいる中で、ちょうど次のページにも出てくる「遠隔教育」において、より小さな地方の学校でも良い勉強の選択肢が増えるような施策を北海道でしていただいているのですけれども、その中で、もう一つ、なかなか学校にも通えない子どもたちもいるということで、学校にも通にくい、近くにない、あるいは不登校だったり、あるいは車椅子で通える学校がなかったり、あるいは入院中で、どうしても学校に通えないといったような、子どもたちのために、もっともっと充実していくものが必要だなと思っております。

前回の総合教育会議の時に、北海道での定時制とか通信制の子どもたちの発表大会を私が見学したという話をしたのですが、その後、全国大会にも行かせていただいて、北海道から2名選ばれた子どもたちが、頑張っているのを聞いて参りました。通信制、有朋高校の子と、それが

らもう一人と、二人が頑張っていて話して、一人は入賞して帰ってきたのですけれども、その中で、通信制だから出来たというメッセージがあったのでとても感動しておりました。ただ、少し数字を調べてみると、通信制でもなかなか、卒業して、進学、就職まで行ける子は少ないという現実もございます。学びたいけれど学べない子どもたちが学べるように、より良い環境をつくるにはという点で、何かできないかなと思っていて、11月20日に、広島県で遠隔授業を、病室に教員不在でも、単位認定するという記事を見つけまして、すごいと思っていたところ、11月のその後に、文科省から、6日後というのに驚きましたけれども、「高等学校等におけるメディアを利用して行う授業に係る留意事項」という通知が出ました。この通知は、簡単に言いますと、これまで、遠隔で授業するといった場合は、配信側に専門の先生と、受ける側にも教員の資格を持った人が必要なので、なかなか病院では実現できなかったのですが、今回、この通知においては、必ずしも（受ける側の教員の配置を）要しない。教員がいなくてもよいと。ただ当然、受信側の体制は、保護者や、あるいは医療機関等のサポートは必要ですが、いわゆるICTによる授業の配信という遠隔授業が緩和されたということで、またICTを使ってより多くの子どもたちに、学ぶ場所ができるなということで、喜ばしいなと思っています。その後に、今度は、広島県の教育委員会のほうで、教育長が、教室の中にいる感覚というのが大事だというような記事がありまして、私は、個人的にはあるのですが、話を聞きに行きました。広島県の教育長がおっしゃっていたのですけれども、なかなかこういうことは難しいのだけれども、広島の病院のほうから、ずっと要望があったそうなのです。小児がんで入院している子どもたちに何とか学ばせたいと、休みではなくて、という話から、こういったことを文科省と話をされて進められてきたという話を聞いて、とても感動しております。私は、広域の北海道こそ、ICTを活用した、まさに社会を生き抜くための教育というのを率先してやっていければ、やっていきたい、やっていくべきだと思っています。今、世の中は、働き方が首都圏の企業の働き方も変わって、地域と企業の関係も、今、関係人口という形で知事も推し進められている中で、すごく大きな変化が出てきております。北海道を出ずに働く方法、あるいは一旦出た子どもたちが帰ってくるような、そういうものを意識した教育というのが望まれるのではないかなと思っています。すみません長くなりましたが、私からは以上でございます。

○鈴木知事 ご発言ありがとうございました。それでは各委員の皆様からご発言をいただいたところでございますけれども教育委員会を代表いたしまして佐藤教育長からご発言をいただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 本日、今、各委員から大綱の素案への意見ということで、出させていただきます。その内容を踏まえながら、今後の調整というのを進めていただければと思っています。基本的には、本日示された素案につきましては、教育委員会としては了解しながら、このまま進めていってもらえればと考えております。私のほうから付け加えるというほどのことではないのですが、この素案の中の最初の基本理念の一番頭にあるように、全国を上回るスピードで人口減少・高齢化が進む、それが北海道なのだと思います。数字で見ますと、例えば出生数は、平成20年からこの10年

間で4万1,000人だったのが3万2,000人となり、10年で9,000人も減っている。小学校、中学校の数も10年前、約1,900校あったものが、去年は約1,600校ということで、10年間で約350校の小・中学校が減っている。こうした少子化に伴う広域分散化がますます進んでいるというのが北海道なのだろうと。その中で、これからは、田澤委員もおっしゃってくれたようなICTを使った教育というのは、もう欠かせない要素であろうということで、そういったことについて、もう少しだけ、私のほうからもお話をさせていただきたいと思います。

資料2を用意したのですが、今回の大綱を私どもの様々な施策をあてはめたら、どのようになるのかということで、今やっている施策や、これからやろうとしている施策などをそれぞれの基本方針Ⅰから基本方針Ⅳまでにぶら下げてみました。その中で、それぞれ、やはり様々なものを、この方針は網羅していただいているのだなというのを改めて感じたところであります。その中で、今、遠隔の話も出ましたので、遠隔の授業、資料の2では、基本方針Ⅱの一番上の「遠隔教育の充実」というところで、今、遠隔授業の配信機能の集中化ということを、道教委のほうで考えております。やはり地域、郡部には小さな学校がいっぱいあります。ただし、その町の子ども半分以上は都市部の学校に進学のために下宿をしたり、実際引っ越しをしていかなければならない、そういったような郡部の学校というのがたくさんある。そういったところが、これからはやはり郡部というか地方の学校の力をつけることで、地元で、家から通いながら高校までの教育を受けるということを目指していくこと、それが地域創生の一つの柱になるのだらうと思っております。そういう意味で、遠隔授業配信機能を集中化する。配信拠点を一カ所、多分札幌になると思いますが、そこに決めて、そしてそれぞれの小さな学校に配信していく。高校はどうしても小さい学校である以上、先生の数確保できない。そうすると物理の得意な先生はいるけれど、生物は教えられないとか、それぞれ分野が違うといったところで、なかなか進学の際に物理と化学を学ばなければならないという時に、どうしても教員が不足する。そういったところを遠隔授業で補うということができないかというのが発想で、それをネットワーク化して、配信校に教員を集めて、受けた授業を遠隔で受けられることで、地方にいても、望む大学に進学できるといったようなシステムを作っていかなければならないということは今考えているところで、そういったことが、広域分散型の北海道には非常に合っているのではないかなと思います、道教委として力を入れようとしているところでございます。

もう一つ、「地域創生の視点を踏まえた特色ある高校づくり」というのがあります。今回、私どもも校長の公募制、庁内からの公募なのですけれども、その中に、地域の産業と結びつくような、そういう学校経営をする校長に手を挙げさせて、その校長には3年から5年の、今までのスパンよりも長い任期を持たせて、学校経営をしてもらって、その地域の産業と結びついた教育をしてもらう。その一つが、余市紅志高校であります。余市の町長ともいろいろお話をし、余市にはワインですとかそういった産業があるけれど、そういったものを使いながら、ワインといっても、ブドウの農業もあれば、ワインという醸造学もある。高校生がテイastingするわけにはいきませんが、そういうことを学ぶということはできる。それからワインというものの歴史を知ること、ひょっとしたらソムリエの道だっているかもしれない。それから、ワインというものをどう商品化していくとか、どう売るかということで、観光であったり、それをその地域の商業に結びつけるだとか、その一つのワインというもの

を中心にしても、いろいろな学問というのが広がっていくし、そういったことから、さらに上を目指して進学する子もいるかもしれないし、起業する者もいるかもしれない、農業やる子もいるかもしれない。そういう、地元にあった高校をつくっていききたい、そういうものに、例えば総合大学である北海道大学であったり、あとは地元のワイナリーだったりの協力を得ながらということで、今、そういうことはやろうという機運までできたので、ぜひこれをやりたい校長は手を挙げなさいということで今、募集をしています。そのようなことを進めており、そのことがニュースになっただけで、とある町からうちの町の高校にぜひこの公募の校長を入れて欲しいとか、うちの町と連携した高校づくりをして欲しいというような、逆の要請なんかもあり、それなりにいろいろと反響があって面白いなと思っております。これは選ぶ側が大変になるのですけれども、そういったことを続けながら、やはりその地域に根差した学校というのを作っていききたいということを今、考えております。そういった意味で、この素案の中で、これを案にして、この大綱に基づいて、ますます私たちは、こういう後ろ盾を持って教育というものを進めていきたいと考えております。

最後に、今、田澤委員が出した資料の中で、有朋高校の生徒の8割の進路が未定ということについてですが、これは通信高校の特殊性があって、高齢の方から、就職の希望が全くない人も入った数字ですので、2割しか就職がないということではなくて、就職とか進学の意味がある子どもたちを集めれば、そのほぼ100%に近いぐらいが、それぞれの進路のほうに行っている。ただ、なかなか進路を決めかねているお子さんも、中にはいて、ただ高校の資格だけは取っておきたいなという子どもも通っているし、もちろん、もう成人も過ぎて仕事も持っているのだけれど、高校の資格だけは取りたいという方もいるので、有朋高校が2割しか進学や就職が決まらなくて、後の8割が路頭に迷っているという話ではないということだけは、未定という書き方が悪かったのですけれども、そこだけは訂正させていただきたいなと思います。

とにかく、この大綱により、我々は、教育行政を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鈴木知事 皆さん本当に限られた時間の中ではありますけれども、この素案に対してご意見をいただきましたことをまず心から感謝を申し上げたいと思います。それぞれお話をいただきました中で、最初にご発言いただきました山本委員からは、基本方針における、「生涯を通じて輝き続ける」というところで、かなり強い表現なのではないかというご示唆がございました。また同じく方針の中では、田澤委員からも「けん引する」ということについてのご意見もございました。それぞれやはり、この表現について、多くの方がこちらをお読みいただいた中で、やはり気持ちに、ずっと落ちるような形で進めていくことが重要だと思っておりますので、大変貴重なご意見をいただいたと思っております。また山本委員から、オリンピックのお話もございました。まさにご指摘のとおりだなと思っております。これはまさに生涯スポーツでございまして、オリンピック、パラリンピックもございまして、またあらゆる場面でそういった機運醸成を図っていかねばならないというタイミングの中で今見直しを図っていくわけでもございまして、大変ありがたいご示唆をいただいたと思っております。地方創生のところも私自身もこの場面で、お話をしていた内容だったものですからこの点についても極めて重要

なお話だと思えます。

そして、今回初めて参加いただいた青山委員から、非常にタイムリーなお話の中で、我々も機動的にこの見直しをしたいといった中で、この児童虐待などの問題があったわけでございます。早期発見・早期対応が極めて重要だということで、改めて件数や状況も交えてご発言をいただきました。やはりこの大綱をしっかり時代に応じて見直していくという中で、こういった取組をしっかり明文化して取り組んでいくことが私自身も極めて重要だと思っております。また、子どもの貧困の部分のお話もございました。ここもやはりしっかり取り組んでいかなければならないところでございまして、この両方は、子どもたちの命に関わるような問題でもございますし、極めて重要なことであります。ご指摘、また、このことを盛り込んだことについて評価をいただいたということについて感謝を申し上げたいと思っております。

末岡委員からご発言をいただきました部分については、医師会での取組も含めてお話をいただいたわけでございますけれども、これは、教育分野の大綱の議論でございますが、知事部局全体でも、人材確保が極めて重要だということで、本日、先ほど開催された庁議の中でも、来年度の編成にあたって人材の確保は極めて重要なものだというところで、特出して取り上げたところであります。特に、委員がおっしゃるとおり、医療の部分は、住み慣れた地域で住み続けるために、必須の環境であり、人材であるというご指摘は、そのとおりであります。本当に、子どものうちに、そういった職業に触れることによって、将来の自らの夢や目標というものを定めたり、または、必ずしもその職業に就かなかったとしても、その経験の中で、そういった仕事の重要性ですとか、また関わっている方々のご努力について認識を深めるということは、私も非常に重要なものだと思っております。また、橋場委員からも同じ観点から、教員の確保に関する部分、この教員の確保と非常に関わりが密接にあるという中での働き方改革のお話もございました。本当に教員の確保については、まさに東京での取り組みのご紹介もいただきましたが、やはり教育にあたる人材が確保されなければ、当然、教育長がいろいろと新しい挑戦を、先ほどお話いただいたわけでございますけれども、そういったところをしっかりと現場で活かしていただける皆さんがあってのこととございまして、この大きく二つ、ご指摘いただいた部分の、より充実な表現も踏まえて、ご検討いただいたらどうかというお話について、我々もしっかり受けとめていかなければならないと思えます。

そして、田澤委員から、パワーポイントを使ってご説明をいただきまして、先ほど、基本方針の話は、すでに触れさせていただきましたけれども、通信制や定時制の部分についてお話もございました。また特別支援の部分は、非常に伸びているのではないかと、2倍ではないかというご指摘もございました。教育長からも、いわゆる通信環境などを整備した中で、あらゆる皆さんがしっかりと教育を受けられる環境を、ICT技術などを活用して取り組んでいくことが必要だと、また広域な中で分散をしている、そういう教育環境の中での取組ということで、毎回教育長がお話になられています。まさにそこと非常に合い通ずるところに加え、先ほどの他県の事例でございますけれども、そういった厳しい入院環境の中でも、学びたいという方の思いを実現されている取組のご紹介もございました。いかなる環境にあっても、学ぶことができる環境づくりというのは、我々が絶えず追求をしていかなければいけない。そして、今は、その技術が追いついてきたと。また文部科学省としても柔軟

に対応してくる部分が出てきたのだというお話がございました。この部分というのは、我々しっかり勉強していかなければならないと思うわけでありです。

今日は、本当に限られた時間の中で、この素案を皆様しっかり読み込んでいただいた上で、それぞれのお立場から、非常に前向きなご意見、そして具体的な変更についての内容のご示唆をいただけたことに重ねて感謝を申し上げたいと思いますし、今後も、さらにこの様々な内容充実についてのご指摘がありました部分について、我々もしっかり取組を進めていきたいということをお願いして、私のコメントとさせていただきたいと思います。それでは、本日予定しておりました議題については、すべて終了ということでございますので、進行を事務局のほうにお返しをさせていただきたいと思います。

○事務局（黒田総合政策部長） ありがとうございます。今後の予定でございますが、次回の会議は、冒頭でもご説明申し上げましたが、来年3月下旬の開催を予定してございます。次回については大綱の最終案ということで協議をお願いしたいと思っております。また日程等については改めてご案内を申し上げます。本日は長時間どうもありがとうございました。

（了）